

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第8号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年10月14日

高知県監査委員	下村	勝幸
同	金岡	佳時
同	奥村	陽子
同	五百藏	誠一

## 定期監査結果報告（令和4年度第1回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

### 記

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査

##### 2 監査の対象

監査対象機関229機関（出先機関125機関を含む。）のうち出先機関44機関（別表1のとおり）

##### 3 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。

##### 4 監査の実施内容

令和3年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。

#### 第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

実施機関別には是正又は改善を要する事務として、指摘事項及び注意事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。

なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは、次のとおりである。

##### 1 指摘事項

###### （1）商工労働部紙産業技術センター

紙産業技術センター空調設備改修及び新設電気設備工事の契約書において、1ページが落丁していた。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

###### （2）公営企業局あき総合病院

D P C ベンチマーク「E V E」保守業務委託契約において、検査調書が作成されていなかった。

これは、検査職員は、検査を完了したときは検査調書を作成し、契約担当者に提出しなければならないと定め

た高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）第33条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

## 2 意見

今回監査を実施した出先の44機関のうち12機関において、是正又は改善を要する不適切な事務処理が16件認められた。

令和3年度と比較して件数が減少したのは14機関、増加したのは3機関で、増減がなかったのは5機関であった。

また、2年連続で適正に事務が行われていたのは、22機関となっている。

内部統制制度の導入に伴い、定期監査において明らかになる不適切な事務処理は減少傾向にあるが、今回判明した事案については、各機関がその発生事実を把握しておらず、リスク管理が十分とは言えない状況である。

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する知識不足や確認不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者は、その根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

別表 1 (監査対象機関)

機関名		機関名	
知事部局	<b>危機管理部</b>	知事部局	<b>林業振興・環境部</b>
	消防学校		嶺北林業振興事務所
	危機管理部 1 機関		中央西林業事務所
	<b>健康政策部</b>		須崎林業事務所
	安芸福祉保健所		林業振興・環境部 3 機関
	中央西福祉保健所		<b>水産振興部</b>
	須崎福祉保健所		水産試験場
	幡多福祉保健所		水産振興部 1 機関
	衛生環境研究所		<b>公営企業局</b>
	幡多看護専門学校		あき総合病院
	食肉衛生検査所		幡多けんみん病院
	健康政策部 7 機関		公営企業局 2 機関
	<b>子ども・福祉政策部</b>		<b>教育委員会</b>
	精神保健福祉センター		教育センター
希望が丘学園	中部教育事務所		
幡多児童相談所	西部教育事務所		
女性相談支援センター	青少年センター		
子ども・福祉政策部 4 機関	心の教育センター		
<b>文化生活スポーツ部</b>	春野高等学校		
消費生活センター	窪川高等学校		
文化生活スポーツ部 1 機関	宿毛工業高等学校		
<b>商工労働部</b>	盲学校		
紙産業技術センター	高知ろう学校		
高知高等技術学校	高知若草特別支援学校		
商工労働部 2 機関	教育委員会 11機関		
<b>農業振興部</b>	<b>警察本部</b>		
安芸農業振興センター	須崎警察署		
中央西農業振興センター	窪川警察署		
須崎農業振興センター	警察本部 2 機関		
幡多農業振興センター	合計 44機関		
農業技術センター			
農業技術センター果樹試験場			
農業技術センター茶業試験場			
畜産試験場			
中央家畜保健衛生所			
西部家畜保健衛生所			
農業振興部 10機関			

別表2 (実施機関別の指摘事項及び注意事項)

( ) : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分									参考	
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	検討	計	令和3年度	増減
知事部局	<b>危機管理部</b>										
	消防学校										
	<b>健康政策部</b>										
	安芸福祉保健所										
	中央西福祉保健所										
	須崎福祉保健所										
	幡多福祉保健所										
	衛生環境研究所										
	幡多看護専門学校										
	食肉衛生検査所										
	<b>子ども・福祉政策部</b>										
	精神保健福祉センター										
	希望が丘学園										
	幡多児童相談所										
	女性相談支援センター										
	<b>文化生活スポーツ部</b>										
	消費生活センター										
	<b>商工労働部</b>										
	紙産業技術センター										
	高知高等技術学校										
<b>農業振興部</b>											
安芸農業振興センター											
中央西農業振興センター											
須崎農業振興センター											
幡多農業振興センター											
農業技術センター											
農業技術センター果樹試験場											
農業技術センター茶業試験場											
畜産試験場											
中央家畜保健衛生所											
西部家畜保健衛生所											
<b>林業振興・環境部</b>											
嶺北林業振興事務所											
中央西林業事務所											
須崎林業事務所											
<b>水産振興部</b>											
水産試験場											

( ) : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付 に関する事務	財産・物品 等管理事務	土木・建築工事 に関する事務	検討	計	令和3年度	増減
公営企業局	公営企業局				4 (1)				4 (1)	15 (2)	△11
	あき総合病院				4 (1)				4 (1)	10 (1)	△6
	幡多けんみん病院									5 (1)	△5
教育委員会	教育委員会			1	1				2	5 (1)	△3
	教育センター									1	△1
	中部教育事務所										
	西部教育事務所			1					1		1
	青少年センター										
	心の教育センター				1				1	1	
	春野高等学校										
	窪川高等学校										
	宿毛工業高等学校										
	盲学校									2 (1)	△2
	高知ろう学校									1	△1
高知若草特別支援学校											
警察本部	警察本部										
	須崎警察署										
	窪川警察署										
計		0	0	6	8 (2)	0	1	1	0	16 (2)	△24

**別表 3**（事務区別の指摘事項及び注意事項）

事務区分	指摘事項	注意事項	合計		主な内容
	件数	件数	件数	割合 (%)	
共通	0	0	0	0.0	
収入事務	0	0	0	0.0	
支出事務	0	6	6	37.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費支出伺（変更）の作成漏れ</li> <li>・報酬等の過払</li> <li>・旅費等の未払 等</li> </ul>
契約事務	2	6	8	50.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書の不備（ページの落丁、暴力団排除措置の記載漏れ等）</li> <li>・見積書の徴取漏れ</li> <li>・検査調書の作成漏れ</li> <li>・契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ 等</li> </ul>
補助金の交付に関する事務	0	0	0	0.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付決定（変更）の不備</li> </ul>
財産・物品等管理事務	0	1	1	6.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便切手類等出納簿の記帳漏れ</li> </ul>
土木・建築工事に関する事務	0	1	1	6.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ 等</li> </ul>
計	2	14	16	100.0	

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の数値の合計は、100.0にはならない。